

令和元年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	令和元年 5 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分
会 場	ふれあい福祉センター 5 階 ホール
出席者	委員 22 名（欠席者 2 名） 事務局 14 名 報道関係者 2 社 傍聴者 1 名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 新委員の紹介 4 諮問 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 令和 2 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について (イ) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて (2) その他 6 その他 7 閉会
諮問	<ol style="list-style-type: none"> 4 諮問 <p>加藤市長から次の項目について諮問された。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 令和 2 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について (イ) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて
議事	<ol style="list-style-type: none"> 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 令和 2 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について <p>〈保育・幼稚園課長〉</p> <p>「資料 1 令和 2 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について」をご覧ください。</p> <p>「1 保育料（利用者負担）の決定について」ですが、長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申は必要とされていませんが、本市におきましては、昭和 50 年度から審議</p>

会の答申を踏まえて、保育料を決定しております。

「2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について」ですが、保育所等の運営に要する費用は法律上、公費と保護者で負担することになっており、保護者は、法令で定める額を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを、国・県・市で負担しています。なお、本市では子育て世代の経済的負担に配慮し、保育所等の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

「3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の改定内容について」ですが、(1)の平成26年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合わせて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。(2)ですが、こちらは、平成27年4月スタートの「子ども・子育て支援新制度」における保育所等保育料として、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」のそれぞれの料金を設定しました。併せて、幼稚園保育料につきましては、これまで幼稚園就園奨励費として補助していた金額を差し引いた実費負担分を保育料として設定しました。また、保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせ、所得税等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。続いて(3)ですが、平成27年度以降の審議会では、多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて、軽減することを答申いただき決定しました。続いて(4)ですが、平成30年度の審議会では、2019年4月から9月までの保育所等保育料は据え置きとし、10月以降については、3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業の保育料と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る保育園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化することとする答申をいただきました。なお、保育所等における給食の提供も教育・保育の一環であることから、今般の無償化の対象とはならない食材料費について、国の水準を上回る負担軽減を図るよう努めること及び認可保育所や認定こども園に希望しても利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用する児童ができるだけ発生しないよう努めるよう付帯意見をいただいております。

「4 令和2年度の保育料（利用者負担）について」ですが、国の動向を注視し、本市における来年度の保育所等保育料について検討をお願いします。参考までに、別紙の資料No.1-1と1-2の保育料基準額表を併せ

をご覧ください。まず、資料1-1は、本年4月から9月までの保育料基準額表となっており、表中の網掛け部分が、先ほども説明しました本年10月からの幼児教育保育の無償化により保育料が無償となる部分です。資料1-2が、10月以降の保育料基準額表となりますが、網掛けの部分が無償化により0円となることを表したものです。なお、無償化の詳細につきましては5月30日に国の説明会がありますので、それを聞いた上で具体的なことを検討していくこととなります。

以上、令和2年度長野市保育所等保育料についての説明となります。よろしく願いいたします。

【質疑応答】

〈委員〉

3(4)に付帯意見がついてございます。これについての取り扱いについて、どういう方針で進める予定なのか、そういうものがありましたらご説明いただきたい。それと、2の「なお」以下のところです。「本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。」公費と保護者負担分の中で、保護者負担分を長野市が独自に軽減をしてくださっているが、10月からの無償化に伴い、個人負担分を市が上回って負担するという必要がなくなってしまうよね。その予算というのはどのようにお考えなのでしょうか。その2点をお聞かせください。

〈保育・幼稚園課長〉

付帯意見の関係につきましては、昨年度に国から、給食食材料費については基本的に4,500円という金額で資料をいただいておりますが、こちらの額につきましても、詳細な説明がこれからということになりますので、現時点では、長野市の公立保育所の給食食材料費を4,500円と仮定して計算を進めて参りたいと思います。公立以外の園は、園と契約者である保護者との契約に基づき金額が決められていますので、一律ではない中でどのように考えていったら良いのか、5月30日の国の説明等も確認しながら検討して参りたいと考えているのが現状でございます。

2つ目の質問につきましては、これまで市が負担して保育料の軽減を図っていたものにつきまして、無償化に伴って市の負担が不要になってくるということで、その不要分について、どのようになっているかということだと思っておりますが、現時点で国の情報から分かっている範囲で計算しましたところ、今年度、市の方が、実は、持ち出しも増えまして、まだ概

算で確定数字ではないけれども、1億2千万円ほど市の持ち出しが増えるという試算となっております。そして、まだ、認可外の関係についても細かい数字が出ておりませんので、そこに上乗せして計算していくということになります。実は、無償化に伴って市のこれまで負担していたものが不要になることで、市の経費が浮いてくると言いますか、余剰が出てくるというのは現在のところ想定しておりません。今後負担が増える中でどのように対応していくかということが今後の検討になると現在考えております。

〈議長〉

公費負担の国・県・市の負担割合について一時話題になっていたが、それはどういうふうに着したのでしょうか。

〈保育・幼稚園課長〉

実は、最終的な形というのはまだ来ていないので、5月30日の国の会議で、国の決定した事項を正式に聞いてということになります。

〈委員〉

社会事業協会では、指定管理で4つの園が長野市から委託を受けて経営しているんですが、先ほどの食材料費について公設については公設で、民間についてはそれぞれの契約というお話がありましたが、指定管理を受けている4園について扱いはどうなるのか教えていただきたい。

〈保育・幼稚園課長〉

指定管理でお願いしているということがありますので、基本的には園が保護者と契約していただくようになるんですけども、ただ、公立とそれ以外の園とで、あまり差があるということになりますと保護者の負担が多くなってしまう場合もありますので、現状では極力、それぞれの園が設定する金額は、公立に近い形で決定していただくと有難いとは考えているのですが、その部分についてはこうしてくださいということは言い切れない部分であります。今後、具体的なことを検討していく中で話をさせていただきながら進めて参りたいと考えております。

〈議長〉

本件の諮問事項についての審議方法は、長野市社会福祉審議会

条例第6条第1項の規定により、児童福祉専門分科会へ調査・審議を付託いたします。

〈保育・幼稚園課長〉

先ほど回答した中で間違った部分がありました。国・県・市の負担割合について、すでに決定していることもありますので、それについて申し上げます。負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、この部分は決定しているということです。大変失礼いたしました。

(イ) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

〈高齢者活躍支援課長〉

老人憩の家の利用者負担の見直しにつきましては、事前にお配りをしました資料集の3ページ、右上に資料2と書いてあるものをご覧ください。

始めに、老人憩の家の設置目的等位置付けでございます。高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ることを目的としております。60歳以上の方が対象で、昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設でございます。昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、現在市内に計10施設設置されています。4ページご覧いただきたいと思っております。「あんしんいきいきプラン21」における今後の方針・目標でございますが、利用料につきましては、「平成29年度の利用料金変更後の利用状況を検証し、改めて利用者負担の見直しについて検討します。」としております。4ページの下になります。利用者負担の見直しの経過でございます。開設当初は無料でしたが、浴室を運営する実費を負担していただくという趣旨で一部を利用料金として徴収をしてきています。続きまして5ページの上の方になります。直近の料金改定の経過でございます。平成29年7月に行政サービスの利用者の負担に関する基準により算出をしましたコストから経済情勢等考慮しまして利用者負担額を見直したものでございます。その際に、付帯意見としまして、「改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に利用者負担の見直しの検討を行うこと」としており、今年度それに基づきまして、利用者負担の見直しについて検討していくということでございます。続きまして、その下、利用状況の改定スケジュールでございます。本日審議会へ諮問をし、来年の1月に答申をいただく予定となっております。料金改定等を行う場合には、その後、網掛け

	<p>の部分になります。3月の審議会にて条例改正案を検討いただき、令和2年10月に料金改定になる予定でございますが、続きまして6ページ、入浴利用者とそれ以外の方の利用者数の推移でございます。ご覧のとおり、ここ数年は若干減少傾向でございます。6ページの下ですけれども、こちらは入浴利用者の内訳を示した利用者数の推移と利用料金収入についてでございます。平成29年度を見ますと、入浴の利用者数が全体で168,030人のうち高齢者の割合が121,528人で72.3%。身障者の方の割合につきましては36,487人で21.7%。それから身障者の方の保護者という形で、引率者・介護者の割合が9,384人で5.5%。250円相当の高齢者の付添人の方の割合ですけれども、604人で0.4%になります。利用料金の収入につきましては、平成29年7月から200円に改定をしておりますので、収入増となっております。これらの利用状況とともに、昨年12月に実施をしました利用者アンケートの結果等を踏まえましてご審議をいただくこととなります。よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>【質疑応答】なし</p> <p>〈議長〉</p> <p>本件の諮問事項についての審議方法は、長野市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定により、老人福祉専門分科会へ調査・審議を付託いたします。</p> <p>(2) その他 なし</p>
その他	6 その他 なし